

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【公表番号】特表2016-531853(P2016-531853A)

【公表日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2016-059

【出願番号】特願2016-516601(P2016-516601)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/198 (2006.01)

A 6 1 K 39/00 (2006.01)

A 6 1 K 35/15 (2015.01)

A 6 1 P 37/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/198

A 6 1 K 39/00 Z

A 6 1 K 35/15 Z

A 6 1 P 37/02

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月14日(2017.8.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

抗原への免疫寛容を誘導するための医薬組成物であって、

a) O-ホスホ-L-セリン(OPLS)を含有し、前記抗原を実質的に含まない第一組成物；及び、

b) 前記抗原を含有し、OPLSを実質的に含まない第二組成物；

を含み、前記第一及び第二組成物は、個体に皮膚経路により別々に、且つ、互いに近接した部位に投与されるものであり、

OPLSと前記抗原の投与が、前記個体において前記抗原への免疫寛容の誘導をもたらす、医薬組成物。

【請求項2】

前記第一及び第二組成物が同時に投与されるものである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記第一及び第二組成物が連続して投与されるものである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記第一組成物が前記第二組成物の前に投与されるものであるか、又は、前記第一組成物が前記第二組成物の後に投与されるものである、請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記第一及び第二組成物が皮下にあるいは皮内に投与されるものである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項6】

OPLSの濃度が20mM以上である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

O P L S の濃度が 20 ~ 300 mM である、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記第一及び第二組成物の浸透圧が、300 ~ 1100 mmol / kg である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記第一及び第二組成物が、少なくとも週に 1 度、最大で 12 週まで投与されるものである、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

抗原への免疫寛容を誘導するための組成物であって、

O P L S と治療量以下の量の抗原を含み、前記抗原への免疫寛容を発生させるために、皮膚経路によって個体に投与される、組成物。

【請求項 11】

前記 O P L S と前記抗原が緩く結合されている (K_d が 10 μM ~ 500 μM である) か又は、結合されていない (K_d が 500 μM より高い)、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 12】

前記組成物の浸透圧が 300 ~ 1100 mmol / kg である、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記治療量以下の量が、治療量の少なくとも 1 / 10 である、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 14】

抗原への免疫寛容を誘導するため使用される樹状細胞を調製する方法であって、

a) 個体から樹状細胞を採取する ; 及び

b) 前記樹状細胞を O P L S 及び前記抗原と接触させる ;

ことを含み、前記樹状細胞は、前記抗原への特異的免疫寛容を発生させるために、前記個体に戻されるものである、方法。

【請求項 15】

免疫寛容を誘導するためのキットであって、

a) 実質的に抗原を含まない、O P L S 含有組成物；

b) 前記 O P L S と抗原を皮膚経路により投与するための指示；及び

c) 任意で、O P L S 及び / 又は前記抗原を皮膚経路により投与するための投与装置を含むキット。

【請求項 16】

さらに、前記抗原を含有し、O P L S を実質的に含まない組成物を含む、請求項 15 に記載のキット。